

国に学校給食費の無償化の実施を求めることについて

全国で、学校給食費の無償化が大きな流れになっています。福島県内においても、35市町村が学校給食費を無償とし、19市町村が学校給食費の一部を補助しています。これに物価高騰に伴う食材の値上げ分などを補助する市町村を加えると、県内の95パーセントを超える市町村が、学校給食費に係る保護者負担の軽減措置をとっており、保護者負担の中で大きな割合を占める学校給食費の軽減を求める保護者の極めて切実な要求を反映しているものと考えます。

日本国憲法第26条において、義務教育は、無償とすることが定められており、また、平成20年に改正された学校給食法第1条において、学校給食は教育の一環であることが明記され、さらに、平成17年に制定された食育基本法においては、学校給食は教育であると位置づけがなされています。学習指導要領において、学校給食が「食育の観点を踏まえた学校給食と望ましい食習慣の形成」とされています。

現在、学校給食費の無償化は各自治体の努力により行われていますが、本来は、国が行うべきと考えます。コロナ禍においても、学校給食は子どもたちにとって友人と触れ合う場であり、集団生活を通じた成長・発達や人格形成の上で極めて重要な役割を果たしていることが再認識されました。また、同時期に全国で学校給食費の無償化の動きが急速に広がり、教育における学校給食の意義への評価は高まったものと考えます。

全国的に学校給食費の無償化を実施する自治体が広がる一方で、

財政上の理由で、無償とできなかつたり、一部補助に留まっている自治体もあり、同じ福島県内であっても居住地によって保護者の負担が大きく異なる問題も生じ、重大化しています。これは、国が学校給食費の無償化を自治体任せにしてきたことにより生じた問題であり、教科書の無償給与と同様に、国として一刻も早く学校給食費を無償化することが求められています。

よって政府は、下記事項について措置されるよう、強く要請します。

記

1 国は、学校給食費の無償化を実施すること。

ここに、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和6年6月21日

会津若松市議会議長 清川 雅史

あて

内閣総理大臣

総務大臣

財務大臣

文部科学大臣

その他関係筋